

(2025.6.20)

## 健康日記（「介護保険制度」は社会保険の1つ） Part2

前回に続き、介護保険制度についてのお話です。



### ●「介護保険法」の重要条文

#### 第1条（目的）

目的は「国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること

- ① 利用者の尊厳を保持する
- ② 利用者ができる限り自立した日常生活を営むことができるように支援する
- ③ 国民の共同連帯の理念に基づく

#### 第2条（介護保険）

介護保険法4つの理念とは？

- ① 要介護状態等の軽減と悪化の防止
- ② 医療との連携
- ③ 被保険者の選択による総合的・効率的なサービス提供
- ④ 居宅での自立した日常生活

#### 第4条（国民の努力及び義務）

国民が行う努力と義務とは？

- ① できるだけ要介護状態にならないようにする
- ② 要介護状態になっても、それ以上、悪化しないようにする
- ③ 共同連帯の理念に基づき、費用を公平に負担する。



#### 第5条の2（認知症施策の推進）

認知症施策として国および地方公共団体が行うことは？

- ① 認知症に関する知識の普及および啓発に努める
- ② 認知症の予防・診断および治療・リハビリなどの研究を進め、普及させるように努める
- ③ 認知症の者および介護する者への施策を総合的に推進するように努める
- ④ 認知症の者および家族の意向の尊重に配慮するように努める

\* 認知症の発症を少しでも遅らせられるよう、個人が生活習慣を見直し、そして楽しい日々を！！